

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№488
2011・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03(5366)1131(代) FAX 03(5366)1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 被害者切り捨てに傾注する東京電力—福島原発被害に対する取り組み…………… 荒木 貢
- 謝罪、完全賠償、原状回復に向けて—福島原発被害請求弁護団準備会の報告…………… 秋元理匡
- 生命・健康よりも産業発展を重視…………… 遠地靖志
- 大阪泉南アスベスト国賠訴訟・控訴審逆転敗訴
- 法的・時代的正当性がない判決は変更される運命にある…………… 長野浩三
- 更新料支払条項を原則有効とした不当判決
- 更新料に消費者被害なし—最高裁が更新料有効の判決(2011年7月15日)…………… 田中 伸
- 「法の支配」を取り戻すために—レッド・パージ国賠訴訟(兵庫)…………… 松山秀樹
- 迅速な救済に道を開き、違法な運用を正した全国初の判決…………… 松崎暁史
- 那覇市生活保護事件

裁判員裁判の実相 18

- 「目撃者」は、実は居なかった? —裁判員裁判の控訴審、破棄一部無罪…………… 山本了宣



旧東海道・しながわ宿場まつり

被害者切り捨てに傾注する東京電力

福島原発被害に対する取り組み

福島 荒木 貢

1

私は、三月二日当日は日弁連代議員として日弁連に行つていて被災したため、とても被害者であるなどとは言えない。三月末までの裁判はすべて変更となり、その後私は日弁連理事会への代理出席をすませ、三月二八日に福島に戻った。当時は那須塩原駅までしか新幹線が動いておらず、バスを乗り継いで帰宅した。途中の郡山駅も福島駅も閉鎖され、駅前のホテルや店もシャッターが閉まつていて、出かけたときは一変していた。

私が東京にいる間、福島市民は二〇マイクロシーベルト毎時を超える放射線にさらされ、そうしたなか、水を求めて三、四時間も外で並んでいたと聞かされている。小さい子どもと一緒に並んでいた人もおり、知らないとはいえ悔やんでいるという。放射線にさらされながら、スーパールの食品も少なく、ガソリンもなく、大変な生活をしていった。

その後、子どもを持つ親たちの避難をめぐる家庭内の葛藤を多く聞かされた。嫁にいけないのではないかという娘たちの不安や、婚約破棄されたという話、そして畜産農家の自殺などがあった。子どもたちは戸外で遊んだり運動することもできず、長袖の衣服を着て、帽子をかぶりマスクをかけるという悲惨な状態であった。福島県内の転校者は二万四〇〇〇人におよぶことである。

2

私の実家は南相馬市原町区にある。実家の兄家族や親族、友人たち、原町区内にいる姉家族など二五人が、私の留守中、原発の爆発音を聞いて福島市のわが家に避難してきていた。その後、ガソリンがない中、長野県と岐阜県に別れて避難していった(現在は原町区に戻っている)。津波も実家の三軒先まで押し寄せ、東隣の海浜部落は建物の一階部分が破壊され、さらに海に近い地区一帯では、基礎を残してすべて流されてしまっていた。私の従兄弟も家も妻子も失い、近くでは小学校の同級生も亡くなっている。ほかにも亡くなっている人がいるのではないかと胸が痛む。

3

福島県弁護士会の執行部は、事務局も避難する中、会員の安否確認をし続け、災害復興対策本部を立ち上げて、電話、面接、さらには避難所などへ出かけての法律相談を開始した(五月一〇日現在で二〇三五件)。以後は日弁連に集約を依頼)。関弁連や東京の弁護士会、新潟県弁護士会などの弁護士らの援助も受けている。岩手県や宮城県と違うのは原発の相談が入ることである。同対策本部内には原発PT(代表は齋藤正俊会員)を置き、七月八日開催の東北弁連定期大会向けの決議案や当会の第一、第二原発の廃炉等を求める会長声明、子どもたちの被曝の回避等を求める会長声明などを発表していった。

その後、当会は、被災者ノートを作成し、六月

二五日にはその説明会を開催し配布した(福島二回で八五〇人、郡山六〇〇人、いわき六〇〇人、会津五五〇人、相馬二四〇人、白河三〇〇人)の計三四〇人が出席)。また、中間指針の発表を受け、八月二八日にも説明会を開催して、東京電力の本払い請求ではなく、政府ADRを推奨し説明した(六支部で計一四六六人の出席)。そして、当会に原発事故被害者救済支援センターを立ち上げ、九月一日から同センターによせられた政府ADR等の相談や代理業務の事件を登録弁護士十二二人に順次配転している(九月二六日現在受付件数は一五八件)。そのほか、当会には福島県商工会連合会からも説明会の講師依頼があり、福島・郡山・喜多方が定員各二〇〇〇人、いわきが五〇〇人の定員であった(私が担当した福島の実際の参加者は四〇〇人であった)。

このように、福島県弁護士会は、今は政府ADRに力を注いでいる。そして、いずれ依頼されるであろう訴訟に備えている。福島県からの避難者は県内間が二万四〇〇〇人、県外が三万四〇〇〇人で(九月二六日、文科省。ただし、五月九日及び二日現在)、避難者は北海道から沖縄にまでおよんでいて、全国各地の弁護士と協力を仕合いながら手続きを進めている。

4 四月一七日の相馬市及び南相馬市への視察については渡邊純会員がすでに報告して

いる通りであるが(本紙No.四八六)、南相馬市の住民らによる営業及び就労の喪失、生活破壊、子ども若者の流出による希望の喪失などの相談は、あまりに深刻で帰るに帰れない状態であった(同市では七月一八日現在、震災直前の七万二〇〇〇人の居住者のうち半数が流出)。

五月一日、六月五日及び六月二日には、福島県商工団体連合会の会員らに対する説明会に参加し講演も行った(参加者は各五〇人前後)。千葉県の秋元理匡弁護士らが中心となって、現在まで五次分で三億六〇〇〇万円の仮払い請求をしているとのことである。

いわき市では、広田次男会員が中心となって、県内水面漁業連合会の損害七五〇万円あまりを東京電力に請求している。

福島県は、五月二日に関係三六団体「一八二団体・自治体で構成する福島県原子力損害対策協議会を設置し、菅総理に対し、七月二日付で、自主避難者の補償や実態に見合った精神的損害の補償などを求める緊急要望を出している。

5 今回の原発事故は、東京電力関係者はもちろん、高級官僚といわれる人たちの劣化現象を国民の前にさらけ出した(政治家がひどいのは昔から)。そして、今まで排斥されてきた人たちの正論が評価されている。

原発についての危機対策はまったく考えられて

おらず、スピーデーなどの情報隠しは国民を不必要に放射線にさらしたばかりか、不安と混乱に輪をかけた。ベントや海水注入の遅れも放射線をまき散らす原因となった。日本には一〇万トンクラスタンカーはいくらでもあるという。海に捨てる必要はなかったのではないか。

東京電力は、放射能で汚染させてしまったのであるから、率先して除染するのが当然である。また、学校や自治体等で処理した土や汚泥、ガレキなどの捨て場がないことが問題化している。どうして東京電力はそうしたものを入れるキャスターなどを手配しないのであろうか。東京電力はすべきことをしないで、被害者の切り捨てにばかり傾注している無能な集団になり果ててしまっている。

少数意見を無視・排除して破綻まで至るのは日本の特質なのであろうか。それでは指摘を受けているように、途中で政策を変更することができない。今度は日本が財政的に破綻するまで行くつもりなのであろうか。そして、誰も責任を取らないのであろうか。

6 避難者の望みは何よりももとのふるさとに戻り、普通の生活を送ることである。そのためには除染が前提となる。そして、みんなでクリーンな街にしないかぎり、子どもたちは戻れない。

謝罪、完全賠償、原状回復に向けて

—福島原発被害請求弁護団準備会の報告

千葉 秋元 理匡

二〇一二年九月一九日、福島県いわき市内で、「福島原発被害請求弁護団」(仮)の準備会が開かれた。東京電力福島第一原発事故の被害者を救済しようと、いわきの広田次男会員の呼びかけによるものである。参加した弁護士は、地元福島県と首都圏、さらに山口から合計三〇名におよんだ。

被害者の基本要

—謝罪、完全賠償、原状回復

午前は、まず、いずれできる弁護団の獲得目標が討議された。

折しも、東京電力が仮払請求の受付を終え、本払いの受付を始めたところであり、仮払請求をしていた被害者に本払用の請求書の書式を送付したところであった。その書式たるや、請求書本文六〇頁、説明書一六〇頁におよぶもので、弁護士が

みても頭がくらくなる。内容的にも、細かな分類をしたうえでいくつも場合分けがしてあり非常に難解な上、各損害項目に法律上理由があるとは思えない制限(例えば、交通費は一回五〇〇〇円)を設け、さらには期間を限定しているものの精算条項を付した上での合意書のひな型を同封するなど、極めて問題が多いものだった。

地元福島からは、福島県弁護士会は被災者救済支援センターを立ち上げ、会をあげて被害者の損害賠償請求を支援していく体制がとられているものの、人手が追いついていない実情が訴えられ

た。

その上で、本払請求、原発ADR、訴訟と、各方法について意見交換が行われた。

そして、この法律家集団としての基本方針として、東京電力に対して謝罪、完全賠償、原状回復を求めていくことが確認された。これらは、地域コミュニティを奪われた被害者の当然の要求であり、弁護士としては被害者に寄り添い、集団的に対応することが責務であると合意された。この基本方針を打ち出したことが、ここに集まった弁護士の最大の特徴である。決してあってはならない被害、二度と繰り返してはならない被害に向き合い、被害者とともにたたかい抜く誓いの方針でもあった。

そして、稼働していない原子炉の廃炉を求める

ことについても検討課題とされた。

相談会

この日、双葉町・楢葉町からの避難者、県内水面漁協連参加の組合、釣り船や渡船の遊漁組合、海の家、養鯉事業組合等の被害者が相談のために会場に来ていたので、弁護士をそれぞれに割り振り、聴き取りを行った。これらの聴き取りでは、事故後半年を経て、避難者は故郷に帰る見通しが立たず、どの被害者は窮状も極めて一方、東京電力の横柄な対応が語られた。

また、東京電力と地元との関係の複雑さも語られ、この難しさも知らされた。

今後のたたかひに向けて

相談会の後、今後の方針討議に移った。伊東達也氏（原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表）と早川篤雄氏（福島県九条の会）から、被害者支援と廃炉に向けた活動の訴えがあった。

そして、その日集まった弁護士のなかでは、聴き取りの結果を踏まえ、以後も活動を継続し、訴訟も辞さない覚悟（最後まで責任をもつという意味で）で臨むことが確認された。飽くまでも、謝罪、

完全賠償、原状回復である。

本件原発事故の被害は多様であり、今までの幾多の公害・薬害その他の取り組みの成果を踏まえ、それを発展させることが求められる。被害者の基本要求を実現するため、こうした具体的な検討作業に入った。今後さらに調査を進め、活動を展開する予定である。

その後の経過

東京電力の書式については、日弁連も直ちに対応し、被害者に対して法律家に相談するなど慎重な対応を呼びかけた。平野復興大臣も枝野経済産業大臣も改善を求め、合意書の精算条項は削除する方向で検討されているとの報道があった。これについては、では弁護士はどのような対応を示すのか、被害者とともに歩んでいくにはどうしたらいいのか、検討すべき課題は多い。

一方で、野田内閣は、九月末には緊急時避難準備区域の指定を解除する方針を示し、各地の原発の再稼働に意欲的である。私見だが、この時期に東京電力がこれだけ問題のある本払請求の受付を開始したのは、幕引きと被害者の押さえ込みに向けた策動の一つと考えるべきだろう。見舞金契約を乗り越えた水俣病問題の教訓から多くを学ぶべ

きである。また、被害者が東京電力のペースにせられないで真の権利要求を進めるためには、当座、東京電力の仮払等に依存しないで生活再建を図る基盤を整備する必要がある。

また、あつてはならない被害に向き合う法律家の姿勢としては、賠償では足りず、根絶を追求すべきである（謝れ、つぐなえ、なくせ、という小野寺利孝会員のキャッチは端的で心を揺さぶるものがある）。

今、各地で弁護士会による救済センターや弁護団が立ち上がっている。避難者は各地にいて、遠い地域でも農林水産品等の出荷制限や各種の風評被害等が広がり、放射線が検出された地域が連日のように報道されている。

これらの状況にあつての弁護士の使命は、被害者とそれを支える広範な市民の結集・組織化の**かすがい**になることと思われる。そして、被害者の実情と要求を権利論として具体化し活動を展開する**とき**がきた。みなが安心して平和に暮らす社会を取り戻すため、さらに多くの弁護士の協力を呼びかける次第である。（二〇一一・九・二八記）
（自由法曹団通信との重複投稿となることをお許しください）

生命・健康よりも産業発展を重視

大阪泉南アスベスト国賠訴訟・控訴審逆転敗訴

大阪 遠地 靖志

一 はじめに

二〇一二年八月二十五日、大阪高裁第一四民事部（三浦潤裁判長（八月五日に退官）、大西忠重裁判官、井上博喜裁判官）は、国の責任を認めた大阪地裁判決（二〇一〇年五月十九日）を取り消して、原告の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。その内容は、泉南地域のアスベスト被害の実態を無視して、最も尊重されるべき生命・健康よりも産業発展、経済成長を重視することを露骨に示し、被害に対する国の責任を免罪する一方で、泉南アスベスト被害の原因を、被害者や零細企業に押しつける不当なものです。また筑豊じん肺最高裁判決以降、国の規制権限を厳格にとらえて被害者救済を重視してきた司法判断の流れに逆行する「行政追従、擁護」の不当極まりないものです。

二 わが国のアスベスト被害の原点 ― 泉南アスベスト被害

大阪泉南アスベスト国賠訴訟は、アスベスト被害の国の責任を問う初の裁判として、二〇〇六年に提訴、一陣二六名、二陣三三名の原告団でたたかってきました。

大阪泉南地域は二〇〇〇年にわたって石綿紡織業

が発展し、戦前は軍需産業を、戦後は自動車や造船など基幹産業を支えしてきました。その多くが、小規模零細の工場ばかりでした。

重要なのは、国は、実に七〇年以上も前から泉南地域の石綿工場の労働実態を調査し、労働者の二二%以上が石綿肺に罹患していること、二〇年以上働いた労働者はすべて石綿肺に罹患していることなど深刻な石綿被害の実態を詳細に把握していたことです。戦後も、繰り返し調査がなされ、その都度、深刻な被害が確認され、その対策の必要性が警告されていました。

しかし、国は、石綿を安価に利用できたことから、石綿の危険性や深刻な被害実態を公表せず、また、局所排気装置の設置や粉じん濃度測定義務づけなどを怠り、これらを義務づけた後も、石綿の発がん性を前提にした規制や対策の強化を怠ってきたのです。

二〇一〇年五月十九日の大阪地裁判決は、このような泉南地域の実態に正面から向き合い、じん肺法が制定された一九六〇（昭和三五）年には局所排気装置の設置を義務づけることが必要かつ可能であったのにそれを怠ったことの違法性、局所排気装置の設置が義務づけられた一九七二（昭和四七）年以降も、粉じん測定結果の報告を義務づけなかったこと等の違法性を認め、国に対し、全損害についての賠償を認めたのです（近隣住民

に対する責任は否定。

三 不当極まりない高裁判決

しかし、大阪高裁第一四民事部は、泉南地域の実態に目を背け、冒頭で述べたように、不当極まりない判決を下したのでした。

許し難いのは、判決は、生命や健康被害が懸念されるからといって、「国が厳格な規制を行うならば、工業技術の発達及び産業の発展を著しく阻害するだけでなく、労働者の職場自体を奪うことになりかねない」「国が規制を実施するにあたっては、対立する利害関係の調整を図ったり、他の産業分野に対する影響を考慮することも現実問題として避けられない」などと述べ、国民の生命・健康よりも産業発展の姿勢を明らかにしていることです。そして、一審が違法性を認めた昭和三五年の時点では局所排気装置の技術が確立しなかったとしてその責任を否定し、一方で昭和二二年に抽象的な規定をもって義務づけがなされ、その後も通達が出されているとして国の責任を免罪したのです。一方で、被害発生の原因を、局所排気装置を設置しなかった小規模零細の事業主や、防じんマスクを着用しなかった被害者の「自己責任」としているのです。

本判決は、筑豊じん肺最高裁判決や関西水俣訴訟最高裁判決以降、被害者救済を重視し、国の規制権限を厳格にとらえて、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時かつ適切に行使されるべき」として適時適切な規制権限の行使を求めてきた司法判断の流れにも真つ向から逆行するものです。

このような判決がまかり通るならば、全国でたかっている他の建設アスベスト訴訟や公害訴訟、さらには今後たかわれることになる原発被害に對して国の責任を追及する訴訟に否定的な影響をおよぼしかねません。この点でも本判決は重大な問題をはらんでいます。

四 勝利するまでたたかひ抜く

判決を受けて、原告団・弁護団は本当に悔しい気持ちでいっぱいでした。しかし判決直後の報告集会や判決翌日の官邸前行動、国会議員会館での院内集会、二九日の高裁不当判決抗議集会で、多くの

の方が高裁判決に對して怒りの声を上げるとともに、原告団・弁護団に對して温かい励ましの言葉をかけてくれました。原告団は、判決に對する怒りとともに、みなさんの支援に励まされ、八月二八日の総会において、全会一致で上告してたたかうことを決め、三二日、最高裁に上告しました。

今後は、最高裁でのたたかひになります。弁護団、原告団は、高裁判決の不当性を訴え、高裁判決を覆すための大きな世論を巻き起こしたいと考えています。そのための第一歩として、全国の会員のみなさんに上告審での代理人就任をお願いしています。ぜひ、みなさんのお力をお貸し下さい。代理人に就任していただける方は、二月一〇日までその旨を弁護団事務局長の鎌田幸夫弁護士まで、電話(06-6365-1132)、あるいは、FAX(06-6365-1256)でご連絡をお願い致します。

最後になりましたが、これまで多くの方々から署名をはじめ多大な支援をいただきました。本当にありがとうございます。判決は悔しい結果となりましたが、原告団・弁護団は、今後も最高裁でのたたかひとともに、大阪地裁での二陣訴訟においても確実に勝利していくことをめざして全力でたたかいますので、変わらぬご支援をよろしく願います。

法的・時代的正当性がない判決は 変更される運命にある

更新料支払条項を原則有効とした不当判決

京都 長野 浩三

一 事案・判示の概要

居住用の建物（マンション）賃貸借契約において、賃料月額三万八〇〇〇円、更新期間一年間、更新料七万六〇〇〇円（二年当たり月額賃料の二ヶ月分）とする事案において更新料支払条項が消費者契約法一〇条により無効であるかどうかを争われた事案で、二〇一二年七月一日、最高裁は更新料支払条項を有効とした判決を下した（裁判所HP、金融・商事判例二三二二三号七頁所収）。

本判決は、居住用建物の賃貸借契約において契約を更新する際に賃借人が賃貸人に対し支払うこととされている更新料支払条項が、更新料の額が、賃料の額・賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がないかぎり、消費者契約法一〇条により無効とはならない

とした不当判決である。

二 判示内容（傍線は筆者）

① 「更新料は、賃料と共に賃貸人の事業の収益の一部を構成するのが通常であり、その支払により賃借人は円満に物件の使用を継続することができることからすると、更新料は、一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有するものと解するのが相当である。」

② 「消費者契約法一〇条は、……任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであることを定めるところ、ここにいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である。」

③ 「当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法一条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。」

④ 「更新料条項についてみると、更新料が、一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有することは、……に説示したとおりであり、更新料の支払にはおよそ経済的合理性がないなどということはできない。また、一定の地域において、期間満了の際、賃借人が賃貸人に対し更新料の支払をする例が少なからず存することは公知であることや、従前、裁判上の和解手続等においても、

更新料条項は公序良俗に反するなどとして、これを当然に無効とする取扱いがされてこなかったことは裁判所に顕著であることからすると、更新料条項が賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載され、賃借人と貸借人との間に更新料の支払に関する明確な合意が成立している場合に、賃借人と貸借人との間に、更新料条項に関する情報の質及び量並びに交渉力について、看過し得ないほどの格差が存するとみることができない。」

⑤ 「そうすると、賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法一〇条にいう「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと解するのが相当である。」

⑥ 「これを本件についてみると、前記認定事実によれば、本件条項は本件契約書に一義的かつ明確に記載されているところ、その内容は、更新料の額を賃料の二ヶ月分とし、本件賃貸借契約が更新される期間を一年間とするものであって、上記特段の事情が存するとはいえず、これを消費者契約法一〇条により無効とすることはできない。また、これまで説示したところによれば、本件条項を、借地借家法三〇条にいう同法第三章第一節

の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものということもできない。」

三 評価

(1) 評価できる点

消費者契約法一〇条前段要件につき、前記二②のとおり、「任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当」とした点については、従前、同要件につき民法、商法に明文の規定がある場合に限られるとする学説があつたため、明確にこれを否定した点は評価できる。また、前記二③のとおり、同条後段要件の判断につき、「消費者契約法の趣旨、目的に照らし」判断すべきとする点も評価できる。

(2) 不当な点

ア しかし、全体としては、この判決は、消費者契約法の趣旨、目的を正しく理解し、適用したとはいえない。

情報の質及び量並びに交渉力の格差(消費者契約法一条)がある消費者と事業者との間で締結される契約(消費者契約)においては、消費者が不当な内容の合意をさせられている可能性があるため、民法のように、合意がなされていることをもつて原則有効と考えることはできない。裁判所は、合意があつても、その内容が不当かどうかを審査し、内容が不当であれば積極的に当該合意を無効

と判断しなければならない(同法一条)。この点、前記二④では、消費者と事業者の格差の有無につき、明確な合意がある場合には格差はないとしているが、同法一条が定めるとおり、消費者と事業者の情報・交渉力の「格差」はあるのであり、だからこそ不当であっても合意がなされる。よって、内容の不当性が審査されなければならないのに、これをせずに、「合意があるから格差がない、だから有効(合理的)」とするのは論理が逆であつて、消費者契約法の理念や同法が裁判所に託した不当条項審査の役割を全く理解しないものである。

イ 法的性質に関する認定が理由無し、言い切りで説得力が全くない

「更新料」が何か(＝更新料の法的性質)については、これまで下級審で極めて緻密に議論されてきた。そして、法的性質については無効説(法的性質につき不合理)が下級審では優勢であつた。有効とする判決は、その法的性質につき、賃料であるとか(京都地判平成二〇年一月三〇日判時二〇一五号九四頁)、権利設定の対価の補充であるとか(大阪高判平成二二年一〇月二九日金融法務事情一八八七号三三〇頁)、認定は一定しなかつた(このこと自体が法的性質の議論が後付けの議論であることを示している)。このように法的性質について大議論になっているにも関わらず、前記二①は、十分な理由もつけず、言い切っているのみ

である。月額賃料とは別に「更新料」で賃料を取
得する必要性は全くないこと、中途解約での精算
がないことからすれば「賃料」でないことは明らか
である。また、賃貸用物件においては「正当事由」
が認められることはないことからすれば、更新の
対価とすることは不合理である。これら、賃料・
更新の対価でないとする下級審での議論に一切ふ
れていないことは最高裁としての責任放棄と言っ
ても過言ではない。むしろ、合理的に判断すれ
ば、前記二①が認定する法的性質は認められない
というべきである。

ウ 更新料のこれまでの扱いを有効性を基礎づけ
る事由としてあげるのには不合理

前記二④は、更新料の有効性を基礎づける事由
として、更新料のこれまでの扱いをあげるが、こ
れまで行われてきたということは有効性を基礎づ
ける理由にはならない。このような論理がまかり
通れば、社会で実施されている不当条項について
は、すべて有効となりかねず、消費者契約法に基
づく不当条項審査はおよそなくなってしまう。

エ 一年更新で月額賃料二ヶ月分以上の更新料を
高額でないとする異常な感覚

前記二⑤は、更新料の額が高額な場合は無効と
なりうるとの判断なのであるが、同二⑥では一年
の更新期間で月額賃料二ヶ月分の更新料を高額で
ないと認定している。しかし、一年の更新期間で

月額賃料二ヶ月分の更新料が異常に高額であるの
は関東地域での更新料が二年更新期間で月額賃料
一ヶ月分程度の更新料が設定されていることが一
般的であることから明らかである。

オ 借地借家法の検討も十分せず同法上も有効
としているのは不当

前記二⑥は、消費者契約法とは別の法律である
借地借家法上の検討を全くせず、法定更新と正
面から抵触すると思われる更新料につき、借地借
家法三〇条にも反しないと切り切っているのは極
めて雑で到底論理的であるともいえない。

四 この判決はいつまでも 維持されない

敷引(*1)や更新料に関しては、敷引や更新
料が合理的なものであるのかといった点に関し多
大な疑問がある。合理的根拠のない支払約束は賃
貸人が賃借人の無知に乗じて不当な搾取をしてい
るといえる。下級審レベルでは、敷引特約や更新
料特約に合理性がない(無効である)という判断
が多数を占めていた。しかるに、最高裁判所が、
これまで下級審レベルで積み上げられてきた裁判
例とは全く逆の判断を下したのは、最高裁判所が
これらを無効と判断することによる社会的な混乱
を避けたものと考えられる。しかし、裁判所がこ
のようないわば政治的判断をして本来の司法判断

を放棄したとすれば、裁判所の自殺行為である。
法的正当性、時代的正当性がない判決は、仮
にそれが最高裁判所の判決であったとしても近い
うちに間違いなく変更される運命にある。本件を
担当した京都敷金・保証金弁護団では、しかるべ
き時期(最高裁判所裁判官がある程度替わった時
期)に、判例変更を求めるたたかいを予定してい
る。

【*1】敷引特約については、最判平成二三年三月
二四日裁判所HPが「当該建物に生ずる通常損
耗等の補修費用として通常想定される額、賃料
の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその
額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評
価すべきものである場合には、当該賃料が近傍
同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であ
るなど特段の事情のない限り、信義則に反して
消費者である賃借人の利益を一方的に害するも
のであって、消費者契約法一〇条により無効と
なる」と判示したが、当該事案については有効
とした。また、最判平成二三年七月二日裁判
所HPも「敷引金の額が賃料の額等に照らし高
額に過ぎるなどの事情があれば格別、そうでな
い限り、これが信義則に反して消費者である賃
借人の利益を一方的に害するものということは
できない」として当該事案につき有効とした。

更新料に消費者被害なし

—最高裁が更新料有効の判決（二〇一二年七月一五日）—

京都 田中 伸

一 はじめに

更新料訴訟は、二〇〇七年四月に消費者側弁護士団を中心として京都地裁に第一号更新料返還請求訴訟が提訴され、現在までに約四〇万件以上が提訴されている。更新料訴訟のうち、地裁・高裁で確定したものもあるが、今なお、提訴された多くの訴訟が地裁・高裁・最高裁に係属中である。更新料訴訟については、借主側にも貸主側にも、約二〇名の弁護士による各弁護士団が結成され、いわば京都弁護士会を二分（実際には消費者側支援弁護士のほうが多い）したと評されるたかいたかとなっている。

更新料条項は、現在でも、東京・関東・京都・滋賀などを中心に一〇〇万契約以上が用いられて

いる。したがって、最高裁の更新料判決の結果如何では、消費者契約法が施行された二〇一〇年四月一日以降に約定・受領した更新料は不当利得により返還しなければならない事態も予想され、過去一〇年にわたる一〇〇万契約以上の更新料の返還請求の嵐が生じる可能性もあった。

地裁・高裁を通じて私達貸主側弁護士団が把握した判決は一八例で、更新料有効が六例、更新料無効が一二例であった。地裁・高裁の更新料訴訟の裁判例からすると、最高裁での更新料無効判決も予想されるところであった。

二 最高裁が貸主勝訴の判決

最高裁は、二〇一二年七月一五日、三件の上告訴訟事件についてまとめて判決をし、いずれの事

件についても、更新料有効かつ貸主勝訴の判決を言い渡し、三件の訴訟事件について貸主勝訴が確定した。

最高裁は今回の判決により、更新料一般について統一的判断を示している。最高裁は、「賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法一〇条にいう民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものには当たらないと解するのが相当である」と判示した。

その理由として主なものは、更新料は一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有し、更新料の契約の経緯については、双方の経済的合理

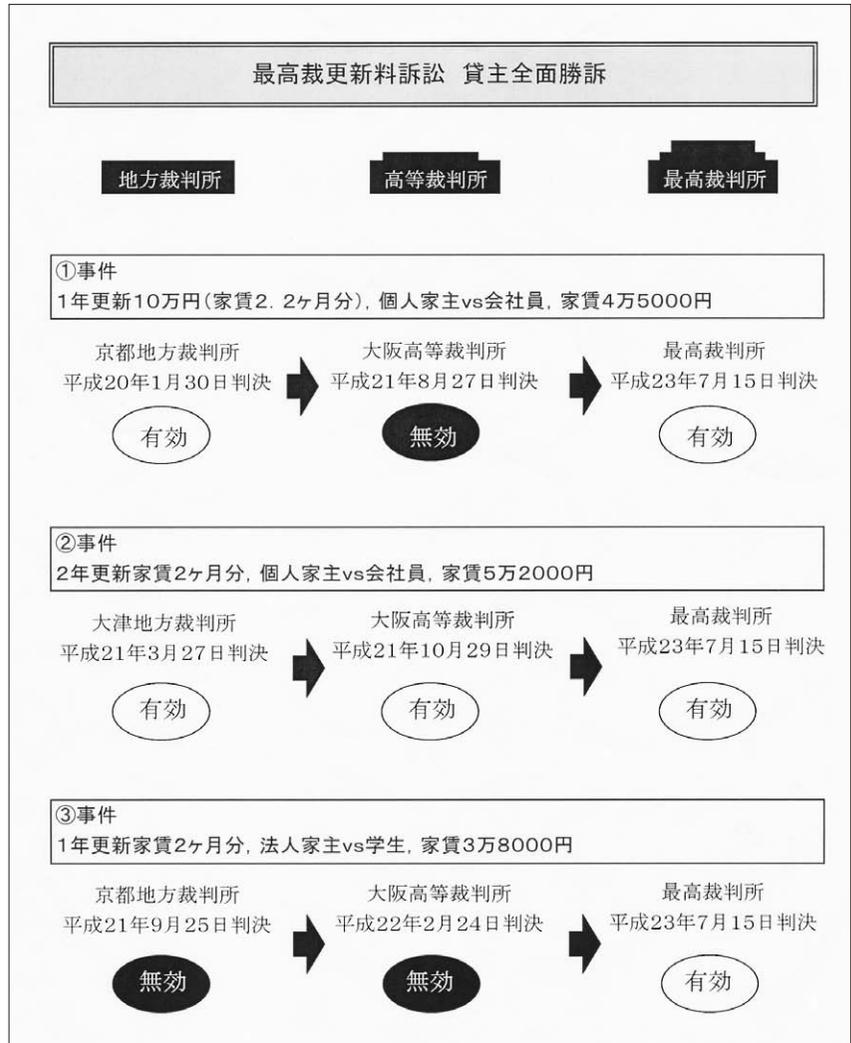
行為であり、賃貸人と賃借人との間に情報の質及び量、並びに交渉力について看過し得ないほどの格差はないことなどを理由としている。

三 更新料問題の事実関係

居住用建物賃貸借契約における更新料は、四〇年以上前から東京・関東・京都・滋賀などの都市部で、契約条項の一つとして広く用いられてきた。今なお、日本全国で少なくとも一〇〇万契約以上の更新料条項を含む賃貸借契約がすでに締結され、継続している。また、公証人役場での公正証書、裁判所での和解調書、調停調書などでも広く用いられてきた。生活保護による更新料扶助においても、毎年五万契約以上、約二五億円以上の更新料扶助が国家予算から支出されてきている。

さらに、居住用建物賃貸借契約における貸主は、その八六%以上が個人貸主であり、また、その六五%以上が六〇歳以上の高齢者であるとの統計もある。特に京都においては、震災にあつておらず、零細個人貸主が多く、大学生に対して賃貸している事例が多く存在している。零細個人貸主は情報力・交渉力において、消費者を凌駕するような力を有していない。更新料問題は、零細個人貸主の生活権侵害の側面も有している。

現代社会においては、インターネット・パンフ



レット・情報誌・新聞広告などにより、借主は安価に、瞬時に、大量に賃貸物件情報を手に入れることができる。零細個人貸主は、インターネットなどの情報収集能力では、パソコンを自由自在に操作する若い世代である借主には到底かなわらない。貸主・借主の両者間に問題とすべき情報力の

格差があるとは言えない。

また、居住用賃貸物件は、全国平均で約一五%の過剰な状態が消費者契約法施行以降も継続している。相続対策などで賃貸物件が次から次へと建築され、余剰状態は年々増加してきている。居住用建物賃貸借市場は、いわゆる借り手市

場になっており、物件の選択権を有するのは借主であって、貸主ではない。

貸主が市場（マーケット）とはかけ離れた賃料や更新料、礼金などの賃貸条件を提示すれば、たちまちその物件には空室が生じてしまうことになる。貸主は消費者に物件選択をしてもらわなければならないのであり、貸主は消費者たる借主に選択されるよう、賃貸物件の条件設定・提示をしなければならぬ状況にある。両者間に問題とすべき交渉力の格差があるとも言えない。

四 更新料は消費者被害を発生させていない

このような現代的居住用建物賃貸借の状況下で、更新料条項を含む契約の締結にあたっては、借主は更新料条項も設定された賃貸条件の一つとして認識・理解し、他の物件の賃貸条件と比較して契約締結におよんでいる。そこに詐欺的要素もなければ、強制的要素も見られない。更新料は、消費者が数ある賃貸物件の中から選択している契約条件であり、そこに消費者被害⇨消費者の利益を一方的に害すると主張することには無理がある。消費者⇨借主は更新料を含む料金を他物件との比較で自ら選択しており、全体料金の一部である更新料だけを返還請求できるとの主張は説得力を欠いている。

借主は、他物件の賃貸条件と比較検討し、更新料を含む賃貸条件の物件を選択し、契約したのであり、自ら契約上選択した料金を支払うのは当然であり、そこには消費者被害は発生していない。契約後、消費者契約法二〇条を持ち出して更新料を返還請求することは、契約上更新料を受領できると信じて物件を引渡した貸主の犠牲において借主の利益をはかるものであり、そのような利益が実現されるべきではない。契約上、自ら約束した料金の一部を後日になって後付けの理屈で否認するのは不正義である。

五 まとめ

要約すれば、居住用建物賃貸借の更新料については、消費者契約法上問題とすべき貸主・借主の情報力・交渉力の格差によつて契約が締結されているという実情にはない。最高裁が今回の判決によつて、更新料に消費者契約法一〇条の適用を認めなかったのも、その契約実態からして当然と言え、当然のことであり、契約実態に則した公正な常識的・良識的判断と言え

る。更新料問題を考えるにあたっては、契約の他方当事者である貸主の事情も考慮した法的判断がなされるべきである。なお、最高裁は二〇一一年三月二四日判決、同年七月二日判決でもつて、敷引についても更新料と同じ判断枠組みで原則有効とする判決を出している。最高裁のこれら敷引有効判決と今回の更新料有効判決をあわせて読むと、更新料・敷引を原則有効とする最高裁の判断は確立されたと評価できる。

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金を受け付けています。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域の会員の生活と事業の再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパ口 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンパグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオブミヒコ)

「法の支配」を取り戻すために

レッド・パージ国賠訴訟(兵庫)

兵庫県 松山 秀樹

一 レッド・パージは「法の支配」からの排除

レッド・パージとは、「共産党員又はその同調者」であることのみを理由として官公庁、企業から免職、解雇し、その後においても被パージ者から社会から抹殺する一連の国家政策である。そして、被パージ者は「企業破壊者」「暴力分子」などいわれるのではない烙印を押されて社会的に排除され、その数は三万人にのぼる(旧・労働省資料では、企業一万〇九七二名、官公庁一七七七名)。

免職、解雇の理由は、共産党員またはその同調者であること「のみ」である。「機密漏洩や業務阻害」の「おそれ」すら要件ではない。

これは、戦前の出来事ではない。日本国憲法が施行(一九四七年五月三日)され三年も後の出来事である。そして、その効力は現在も維持され、被パージ者は今なお憲法の支配の外におかれたままなのである。

二 提訴と不当判決

(神戸地裁平成三年五月二六日判決)

原告ら三名(うち二名は九〇歳を超える)は、レッド・パージのため、一九五〇年に免職、解雇されて、犯罪者扱いされて再就職もままならない

など苦難の人生を強いられてきた。そして「生きているうちに名誉回復を」と二〇〇九年三月に提訴した。

原告らは、少なくとも、主権を回復した講和条約締結後は、国は被害を救済するべき作為義務を負い、これを行わないのは違法だと主張した。

これに対し、神戸地裁は、免職、解雇がレッド・パージによるものであることを「争いのない事実」として認めながら、「同書簡(注：一九五〇年七月一八日付・マッカーサーから吉田茂首相宛書簡)の趣旨は、……共産党員又はその同調者を排除すべきことを要請する指示であると認められ……原告らに対して行われたレッド・パージによる免職又は解雇は……法律の効力を有して(いる)」と判示して請求を棄却した。

三 提訴がこんになつたカラクリ

——「マ書簡」と捏造された「顕著な事実」

最高裁は、「そのように(注：マッカーサー書簡を、共産党員等を免職、解雇すべき指令である)と解すべきである旨の指示が、(GHQから)当時当裁判所に対しなされたことは当法廷に顕著な事実である」(昭和三五年四月一八日最高裁決定・中外製薬事件)として、占領軍の超憲法的効力のある指令であるからやむを得ないと、被パージ者

の被害回復を断念させた。

当時の最高裁事務総長であった五鬼上堅誓は、後日、毎日新聞の取材に対し、GHQから「この種の訴えはすべて請求棄却、ページは有効という判決を言い渡すべきである」と指示を受け、事務局をあげて、全国の裁判所を行脚した、と述べている（毎日新聞・東京・昭和四五年二月二二日）。明らかな裁判干渉であるが、これも占領軍の超憲法的指令であるからやむを得ないと信じられてきたのである。

ところが、本裁判における専門家証言やGHQ文書を通じて、GHQ（連合国軍総司令部）はレッド・ページを指示・指令ではなく示唆したにとどまり、日本政府はレッド・ページの実施を回避できたにもかかわらず、自ら積極的に実施したことが詳細に明らかになった。

驚くべきことに、当時、田中耕太郎最高裁長官は、レッド・ページ遂行のためにGHQの「指令・指示」を要求したが、ホイットニー民政局長はこれを拒否し、マッカーサー書簡に対する裁判所の解釈によってレッド・ページを遂行すべきであるという見解を表明した。ところが、最高裁はこれをGHQの「解釈指示」であるとして、だれも知らない「顕著な事実」が捏造されたのである（注1）。

しかし、神戸地裁は、このような事実について一切触れることなく、日本国憲法を無視したかっ

ての最高裁決定にしがみつき、「戦後史の汚点」というべき暴挙を今日なお容認した。

原告ら及び弁護団は、直ちに大阪高裁に控訴し、二月二〇日に第一回口頭弁論が行われる。

四 画期的な日弁連勧告

―「法の支配」回復のために

ところで、本件提訴の大きな契機になったのは、二〇〇八年一月二四日の日弁連「勧告」（国及び二企業に対する）である。

日弁連は、「このような人権への侵害は、いかなる状況下においても許されるものではないが、一九五二年平和条約発効後は、被害回復措置を容易に行うことができたにもかかわらず、今日まで、これを放置してきたことの責任は重い」「当連合会

は、国に対し、申立人らが既に高齢であることを鑑みて、可及的速やかに、申立人の被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する」とし、調査報告書では、「当連合会は、レッド・ページの要因等について様々な見解があるとしても、またどのような政治情勢と社会状況にあったとしても、一人一人の市民の「思想良心の自由」と「結社の自由」は、政治的党派的立場を超え、過去・現在・未来にわたって保障されるべきであることについて、関係者の

みならず、広く社会の理解を求め、人権擁護の視点に立って、本調査報告書を作成するものである」と述べている。

日弁連は強制加入団体であり立場を異にする弁護士がともに構成している。その日弁連が四年あまりの審議を経て、勧告を出したというのは、わが国での民主主義の前進を示す歴史的な出来事である（注2）。

レッド・ページ被害者の名誉回復と補償は、被ページ者らに「法の支配」を取り戻すことであり、自由と民主主義をわが国に確立するうえで今日的意義をもっているたたかいである。

弁護団は、小牧英夫、佐伯雄三（団長）、松山秀樹（事務局長）、西田雅年、白子雅人（以上、兵庫）、橋本敦、名波大樹（以上、大阪）、坂本修（東京）。

【注1】「ホイットニー・田中会談記録」に関する明神勲北海道教育大学名誉教授（本裁判の専門家証人）の論考が「法律時報二月号」に掲載される予定である。

【注2】日弁連勧告後、横浜弁護士会、長崎弁護士会、仙台弁護士会が同趣旨の勧告を行っている。なお、日弁連は二〇一〇年八月三二日に、新たな申立人（二六名）について同趣旨の第二次勧告を行っている（これら申立人は合計で六〇名である）。

迅速な救済に道を開き、違法な運用を正した 全国初の判決 — 那覇市生活保護事件

沖繩 松崎 暁史

1 はじめに

二〇〇二年八月一七日、那覇地方裁判所は那覇市

市に対して、年金担保貸付制度を利用した同市内居住の七〇歳代の女性について、同制度を利用したことを理由として行った生活保護開始申請却下処分を取り消し、生活保護を開始する旨命ずる判決を下した。本判決は、仮の義務付け申し立て及び即時抗告審に続き、三度にわたり那覇市の原告に対する違法な生活保護開始申請却下処分を断罪したものである。本訴に先行する生活保護開始の仮の義務付けが認められたのは全国初であり、これに続く本訴で生活保護開始申請却下処分取り消しと生活保護開始の義務付けが認められたのも全国初である。仮の義務付け決定と本判決は、憲法二五条と生活保護法の趣旨に立ち戻って

生活困窮者の迅速な救済に道を開き、生活保護実務における違法な運用を正して一人の女性の生存権を守った点で重要な意義を有する。

2 事案の概要

一九九四年 八月 原告、生活保護受給開始

二〇〇八年 二月 那覇市、生活保護廃止決定

二〇〇九年 一月 原告、生活保護開始申請

二〇〇九年 六月 那覇市、申請却下

二〇〇九年 六月 原告、再度の生活保護開始申請

二〇〇九年 八月 原告、申請却下

二〇〇九年 八月 原告、沖繩県に対し申請却下

二〇〇九年 二月 原告、却下処分取消訴訟及び義務付け訴訟提訴同時に仮の

義務付け審査請求申し立て

二〇〇九年 二月 原告、却下処分取消訴訟及び義務付け訴訟提訴同時に仮の

二〇〇九年 二月 那覇地裁、仮の義務付けを認
義務付け申し立て
沖繩県、審査請求を棄却

二〇一〇年 一月 那覇市、即時抗告申し立て

二〇一〇年 三月 福岡高裁那覇支部、即時抗告

二〇一〇年 八月 那覇地裁、本訴第一審判決・

棄却

二〇一〇年 八月 那覇地裁、本訴第一審判決・

確定

本件においては、一〇年以上の生活保護受給歴を有していた七〇歳代の女性(事件当時)が、年金担保貸付制度を利用したことを理由として受給していた生活保護の廃止処分を受け、その後二度にわたる生活保護開始申請を行ったもののいずれも申請を却下された。女性は二度目の生活保護開

始申請を行った後、沖繩県に対し、審査請求申し立てを行ったが、那覇市の判断が変更される可能性が低く、また審査請求申し立て後、迅速に判断が示されることはなく、いたずらに時間だけが経過していった。そのため、二〇〇九年二月、生活保護申請却下処分取消と生活保護開始の義務付け訴訟を提起すると同時に、生活保護開始の仮の義務付けを申し立てた。

3 仮の義務付けの申し立て

行政訴訟における仮の義務付けは、改正行政訴訟法三七条の五によつて新設された制度で、民事訴訟における仮処分に類似するが、「償うことのできない損害を避けるための緊急の必要性」があり「本案に理由がある」とみえる」こと、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」がないことが必要となつており、要件は厳しい。

本件申し立て当時、保護を廃止されていた女性は、月額二万八〇〇〇円程度の年金で生活していたが、家賃を滞納し、同じく生活保護を受給していた友人の家で世話になっていた。さらに、女性は糖尿病ほかの疾患を有しており継続的に医師の診療を受けなければ生命に危機がおよぶ可能性もあったことから、女性が生活に困窮し急迫状態にあったことはあきらかであった。これに対し那覇市は近隣に息子や友人が居住しており生活保護廢

止後も金銭援助や食料援助を受けていること、女性から糖尿病治療のため定期通院を行っている旨聴取していることなどから生命が脅かされるような切迫した状態にはないと反論していたが、いずれも採用されることはなかった。

那覇地方裁判所は二〇〇九年二月二三日、仮の義務付けを認める決定を下した。那覇市による困窮状態にないとの主張については、裁判所は、女性はずで二年以上にわたり生活保護を受けてきており扶養義務者である子らに扶養能力があるとは認められないこと、友人による援助も扶養義務を有するものの扶養ではなく安定して行われる見込みがないこと、異母弟からの支援についてもこれ自体の実現可能性が低いことなどからこれを退けた。そして、支援や援助が現実を受けられない以上健康で文化的な最低限度の生活を維持できないという損害を被るおそれがあると認められ、かつ、これはこれを事後的な金銭賠償のみによつて償わせることは社会通念上著しく不合理であるとして「償うことのできない損害を避けるための緊急の必要性」を認定した。

次に、裁判所は「本案に理由がある」とみえる」ときの要件について、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくは

その濫用となると認められることが必要であるとし、年金担保貸付制度を利用した者の生活保護開始申請の是非を論ずる。

この点が本件におけるもう一つの大きな争点である。年金担保貸付制度利用者について、生活保護申請時に通常より極めて厳格な要件を要求する「生活保護行政を適正に運営するための手引き」(平成一八年三月三〇日社援保発第〇三三〇〇〇一(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)及びこれに基づく運用が、生存権を保障した憲法二二五条及び無差別平等の原理を採用する生活保護法の解釈と合致するの点という点にあった。

この点、裁判所は「手引き」の違法性には議論の余地があるとしながらも、この「手引き」の例外要件である①急迫状態にあり、かつ②生活保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて社会通念上真にやむを得ない状況にあることを満たすか否かを検討し、女性の困窮状態と年金担保貸付の時期や用途などから、女性による年金担保貸付の利用を社会通念上やむを得ないと判断した。

4 まとめ

裁判所は仮の義務付けを認め、本訴においても冒頭で記載したとおり生活保護開始申請却下処分を取り消し、生活保護を開始する旨命じた。本訴において新たに付け加わった主張はなく、仮処

分段階で検討された「手引き」の例外要件該当性が改めて判断されたが、裁判所は再びこれを認めた。

本訴において、原告は、違法な生活保護申請却

下の温床となる「手引き」自体の違法性を争ったが、残念ながら裁判所はこの点については判断することなく、例外要件該当性の検討に終わってしまっている。この点は残念であるが、仮の義務付

けから本訴を通じて勝訴し、保護の受給開始を勝ち取ったことよって、困難であった裁判中の原告の生活のサポートと迅速な解決について大きな前進を築けたと考えている。

「目撃者」は、実は居なかった？

裁判員裁判の控訴審、破棄一部無罪

大阪弁護士会 山本 了宣

1 事案の概要

起訴罪名は、強制わいせつ致傷及び監禁。裁判員裁判である。

相手女性はこう言う。「ラブホテルの入り口のエレベーターのところで、足を踏ん張って抵抗して数分もめたが、そのまま引っ張り込まれた。ホテルの室内で悲鳴をあげて暴れて抵抗したが、押さえつけられて服を無理やり脱がされた。肛門に指を入れられたときはぎゃーと悲鳴を上げたがや

めてくれず、三〇分は指を出し入れされた。足に打撲痕と、肛門裂傷を負った。」

被告人はこう言う。「ホテルに入るときは迷っていたが、普通についてきた。ホテル内では全然抵抗も無かった。服を脱がせるときも体を押さえたりしていない。肛門に指を入れたことはあるが一瞬だけだ。」

2 一審判決

一審は四年の実刑である。

女性の証言は以下の理由で信用できるとされた。

- ① ホテル店長の証言とよく整合している(店長がエレベーター前で男女がもめているのを目撃したと証言)
- ② 傷害の部位が合致する
- ③ 下着が破損している(ブラの肩紐がはずれ、腰紐が破損。写真が証拠)
- ④ 女性が交際相手にメールを送り助けを求めた
- ⑤ 本件後にすぐに被害を訴えている

核心部分の客観証拠と、第三者証言から信用

性を肯定する。極めて無難な判決だった。こんな手堅い判決が覆ることはありえないのではないかと、これが感想だった。

3 眠っていた新証人

話は、裁判員裁判の公判の真つ最中にさかのぼる。

公判期日の中日である一〇月五日の夕方、店長の尋問に備えて弁護士らは証拠を見直していた。初期の捜査報告書にホテルの従業員が登場している。ここにその目撃として「エレベーター前で男女がもめていて、すぐに降りた」とあった。エレベーター前でももめているのだから、店長と同じ事を言っているのだと、これまで思っていた。しかしよく読むと、「すぐ降りた」というのでは実は違う話になるのではないかと。

この報告書には関係ない人物が登場したり、謎が多かった。今からでも解明すべきだ。その日にすぐにホテルに行った。そしてホテルの人に頼んで、連絡を取った。彼女はこう言った。

「その日にエレベーター前でもめた人は居ない。当時から、店長が変なことを言っているなどと思っ

裁判員裁判の実相

18

ていたから、印象に残っている」(報告書の内容とも違っている)。

この人物を、一〇月七日の期日で証拠請求した。やむを得ない事由無しとして却下だった。判決は店長の信用性を肯定した。

4 控訴審の調査

控訴審の鍵を握っているのは、明らかにこの人物だった。控訴審第一回期日以前に、以下のような調査活動をした。

① 従業員の聴取と供述録取書作成

従業員から事情を聴取した。合計四回。供述録取書を作成した。内容はこうだ。

「警察が来ているのは知っていた。当日にもめごとなど無かった。そのときに思い返したが、店長は既にその日は帰っていた。店長が何か目撃したようなことを言っておかしいなと思ったことを覚えていた」(捜査報告書の記載も誤りだった)

② 店長へのアプローチ

並行して、店長にアプローチをかけた。自白させようと思ったのだ。電話して、「従業員はこう言ってるんだがどうか」と聞いた。店長は完全にしどろもどろだった。このとき、店長が嘘をついていたということを確信した。会話内容を証拠にした。

③ 下着の調査

破損していたという女性の下着も鍵だと思っただ。一番は写真しかなかった。現物を確認しよう。写真からメーカーを調べ、アポをとり、下着の写真を持参して話を聞いた。購入して実験もした。このブラジャーの肩紐は極めて頑丈だった。Aのいうような状態ではどうやっても外れなかった。

5 控訴趣意書と証拠請求

控訴趣意書と、補充書を二通提出した。従業員、店長、下着が中心テーマである。主な証拠は、①従業員証人、供述録取書、②下着の現物、③店長の電話の録音、④三三八書面である。弁号証としては最終的に一六号証までであった。

6 控訴審の証拠調べ

第一回期日、従業員証人と、下着の現物が採用された。

第二回期日、従業員の尋問である。裁判長がこの日、店長の再尋問を決定した。請求はしていたものの採用されるとは思わなかった。

第三回期日、店長が出廷した。店長は明らかに落ち着きが無かった。ハンカチを強く握り、何度も汗を拭く。声が小さい。嘘つきの反応である。

尋問では、われわれの見立てた矛盾点を突いた。店長はうまい言い訳もなく、「記憶が曖昧」などとごまかした程度だった。反対尋問は成功した。

7 判決

八月三日、弁護人たちは、それでも期待しないで判決期日を迎えた。「原判決を破棄する」耳を疑う。「被告人を懲役三年に処する」「公訴事実中、監禁の点について被告人は無罪」であった。

判決はこう言った。

- ・ 原判決は当時の証拠関係のもとでは是認できる。
- ・ しかし当審を踏まえると、店長の証言は信用できない。他方、従業員の証言と女性の証言は齟齬する。
- ・ 下着についても、現物を取り調べると、女性の証言するような態様で破損するのか疑問が残る。
- ・ 以上を踏まえると女性は一部誇張しており、監禁は成立しない。しかし強制わいせつ致傷の成立は認めることができる。

8 判決の評価

裁判員裁判の控訴審で判決が無罪方向に覆った事案は、本件が全国で初めてらしい。

本件で注目すべきは、新証拠の積極的な採用である。控訴審は最後の事実審である。新証拠をもとに原判決を見直すことに、ぜひ積極的であってほしい。

ただ、本件の原審では弁護人請求証拠の大半が却下されていた。控訴審はこれを違法とはしない。しかし本当はその却下自体が大きな問題なのである。私は、裁判所の証拠採否の裁量がほとんど無制限であるという現状自体を問題視すべきだと思う。裁判員裁判において特にそうである。

弁護実践としては調査の重要性を再認識させられる。利害関係のない嘘つきというものは存在する。この店長がそうだった。それを開示証拠や反対尋問だけで崩すのは、不可能だったろう。弁護人の調査なくして無罪になりえない事案というものはある。

本件は上告中である。

「女性が誇張している」と控訴審判決は言った。エレベーターに引っ張りこまれたなどという事実がないのに、女性はそれを作ったというわけだ。

だが室内の証言は信用できる、と控訴審は言う。本当にそうなるだろうか。入り口を誇張しているなら室内も誇張している、そうではないのか。最高裁にあらためて判断してもらいたい。



▼恒例の委員会合宿を行った後に、話題の浜岡原発の関連施設である浜岡原子力館を見学してきた。これまで原発の具体的な造りな

どは、紙上の知識でしかなかった。▼浜岡原子力館には、反応炉の実物大の模型がある。この間の福島第一原発の事故で、燃料棒だ制御棒だと言葉は耳に入るものの、実際はどんなものかには無知であった。確かに、知識は得られておもしろかった。▼だが、考えさせられたのは、使用済み燃料の廃棄施設のアトラクションである。地下深く穴を掘り、核廃棄物を頑丈な容器で固めて、置いておくわけであるが、容器は一〇〇〇年は保つという説明書にはおどろいた。一〇〇〇年より後の子孫はどうすればいいのだろう。何と無責任な！▼ただ、自ら思うに、自分の子に対しても無責任な態度をとっているから、他人のことをあまり悪くは言えないが。子孫に責任を持つ感覚が足りないのは、人間の悲しい宿命だろうか。

(高野真人)